申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	高等職業訓練促進給付金の支給
根拠	去令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条、第31
		条の9
所管	_ 部 課 係 名_	こども未来部こども安全課こども家庭相談係
審	関係条項	新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施
		要綱 第 3 条 、第 4 条 、第 5 条 、第 6 条
		(刈ぎ句) 訓練促進給付金の支給を受けることができる者(以下
		「訓練促進給付金対象者」という。) は、市内に住所を有
		するひとり親家庭の父又は母であって、養成機関(養成
		機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合その他の特に
		やむを得ない場合及び働きながら対象資格の取得を目指
		す場合に限り、通信教育によるものを含む。以下同じ。)
		における修業を開始した日(以下「開始日」という。)以
		後において、次に掲げる要件に該当し、かつ、現に修業
		中のものとする。
- 4 -		(1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)によ
査		る児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手
		当の支給要件(児童扶養手当法施行令(昭和36年政
		令第405号)第6条の7に定める所得の範囲等の特
		例を除く。)と同様の所得水準(当該所得水準を超え
		てから1年を経過しない場合を含む。)にあること。 (2) 善は機関において C か 日 N L の美は課程を 複業 L
	基準	(2) 養成機関において6か月以上の養成課程を修業し、 対象資格の取得が見込まれること。
	(未設定の場	- パ家負格の取得が兄及よれること。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められ
	一(不設定の場)	ること。
	合はその理由)	(4) 訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと。
		(5) ひとり親家庭の父にあっては、平成25年4月1日
		以後に養成機関において修業を開始していること。
基		
<u> </u>		(対象資格)
		給付金等の支給の対象となる資格(以下「対象資格」
		という。)は、次のとおりとする。
		(1) 看護師
		(2) 准看護師
		(3) 保育士
		(4) 介護福祉士
		(5) 作業療法士 (6) 理学療法士
		(0)
		(7) 图科伊生工 (8) 美容師
Sitt.		(9) 社会福祉士
準		(10) 製菓衛生師
	<u> </u>	E-1

		(11) 調理師 (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める資格 (支給期間) 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する期間(以下「修業期間」という。)とし4年を上限とする。
		2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給については、第7条の規定による申請があった日(以下「申請日」という。)の属する月以後から支給するものとし、月を単位として支給する。
		(支給額) 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 訓練促進給付金対象者及び当該訓練促進給付金対象 者と同一の世帯に属する者の訓練促進給付金の申請日 の属する年度分(申請日の属する月が4月から7月ま での場合にあっては、前年度分)の市町村民税が課さ れていない者 月額100,00円(養成機関にお ける課程の修了までの期間の最後の12か月について は、月額140,000円) (2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円(養成 機関における課程の修了までの期間の最後の12か月
	参考事項	については、月額110,500円) 審査基準(対象者)の変更
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和7年7月1日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、 一律に標準処理期間を設定することが困難である。
理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)